

2018/6/21

国内商品市場取引、電子取引、一般顧客向け

契約締結前交付書面

すばトレ!

商品先物取引

(オンライントレード)

2018年6月



フィリップ証券株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認いただき、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

重要事項	2
1. 契約の概要	3
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	5
商品先物取引とは	
建玉の値洗い	
3. 取引の手続き	6
4. 証拠金について	7
委託者証拠金	
受入証拠金の総額	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）	
証拠金の預託の方法	
証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
5. 手数料	8
6. 債務の履行、決済の方法	8
7. 契約の終了事由	9
8. 税金の概要	9
9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	9
10. 当社の概要	10
11. 商品先物取引の主要な用語	11

重 要 事 項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

さらに、お客様が預託する証拠金の額に比べて取引金額が大きいいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は(株)日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても【信託／日本商品委託者保護基金への分離預託／銀行との保証委託契約／日本商品委託者保護基金との代位弁済契約】による保全措置を行っていますので、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、(株)日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより 1 千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」における商品先物取引です。当社が提供するオンライントレードサービス「すばトレ！」（以下「すばトレ」といいます。）の取扱い商品、各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、「商品先物取引の説明書」をご覧ください。

株式会社東京商品取引所 (http://www.tocom.or.jp/jp/) 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7 (電話) 03-3661-9191
--

商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね 10～50 倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターン取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。手数料の額および徴収の時期などの詳細については「商品先物取引の説明書」をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。

当社では現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、建玉の決済は反対売買による差金決済によります。

当社では値洗益を計算上の取引証拠金に含めて表示しておりますが、値洗益の出金および預り証拠金（現金）への振替えは行っていません。

商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

お客様の資産の保全

お客様から差入れを受けた証拠金は、お客様の代理人として当社が㈱日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金への分離預託により、保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は㈱日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または㈱日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本商品清算機構 （ <http://www.jcch.co.jp/> ）
東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 （電話）03-5847-7521

日本商品委託者保護基金 （ <http://www.hogokikin.or.jp/> ）
東京都中央区日本橋人形町3-8-1 （電話）03-3668-3451

2. 商品先物取引の基礎

商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね 2～10%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有する全ての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要があることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を全て決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、必ずログインし、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

3. 取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① オンライン口座開設画面もしくは郵送により「契約締結前交付書面」（本書面）および「受託契約準則」「商品先物取引の説明書」「オンライントレード取引約款」および他の法令で求められている書類を交付いたします。本書面の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。
- ② お客様の理解度の確認のためオンライン口座開設画面にてご入力いただきます。郵送の場合は「理解に関する確認書」にご記入していただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。
- ③ オンライン口座開設画面に必要な項目をご入力いただきます。郵送の場合は「商品先物取引口座開設申込書」にご記入ください。特に、年齢、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご入力もしくはご記入ください。郵送の場合「商品先物取引の危険性を承知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上で、「約諾書」に署名・捺印してください。また、あわせて「通知書」、「証拠金預り証発行省略の同意書」に必要事項を記入してください。オンライン口座開設の場合は約諾書の差し入れに代えてこの内容を画面上にて確認させていただきます。
- ④ 郵送にて「犯罪収益移転防止法」「マイナンバー」「FATCA」等に基づく本人確認を行います。運転免許証等の本人確認書類をご提示ください。
- ⑤ ご入力いただいた内容およびご記入いただいた書類また他の必要書類をもとに、口座開設の可否について審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 審査の終了後、合格の場合は取引に必要なログイン ID およびお客様の投資可能資

金額等が記載された書面を郵送いたします。なお、審査の結果、お客様ご提示の投資可能資金額を下回る金額での承認（減額承認）となる場合がございますので、設定された投資可能資金額を書面にて必ずご確認ください。不合格の場合は電子メールにてお知らせいたします。

- ⑦ 注文はすばトレ取引画面により行ってください。当社で対応している注文の種類および約定条件については「商品先物取引の説明書」をご覧ください。
- ⑧ 注文の成立・不成立の状況等については取引システムの画面にてご確認ください。成立した場合には電磁的方法により約定報告を行います。また、「売買報告書及び売買計算書」をすばトレ取引画面にて提供いたしますので、内容をご確認いただき、記載内容に異議・不明点等があった場合にはただちに当社までご連絡ください。
- ⑨ 値洗損益通算額が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合には電子メールおよびすばトレ取引画面にてご連絡をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限までにご入金ください。
- ⑩ 商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（CB）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。
- ⑪ 毎月末にすばトレ取引画面にて「残高照合通知書」を提供いたします。記載内容を確認し、相違の有無についてすばトレ取引画面にて必ずご回答ください。
- ⑫ 限月の納会日前の当社が規定する期日までに仕切注文により差金決済を行ってください。期日の詳細は「商品先物取引の説明書」をご覧ください。取引結果の損益が計算され、売買差損益金から手数料を差し引いた額を預り証拠金に加減します。また、「取引報告書」をすばトレ取引画面にて提供いたしますので、内容をご確認ください。
- ⑬ 有効注文における未約定の新規建玉に係る必要な証拠金を差し引いた建玉の維持に使用していない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合にはすばトレ取引画面にてご出金要請ください。当日 15:30 までにお客様から請求のあった場合は翌営業日にお客様の口座に振り込みます。

4. 証拠金について

証拠金の事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とし、当社が定める金額「証拠金所要額」以上の預託をしていただきます。

証拠金所要額

当社では、受託契約準則第2条第12号に規定する委託者証拠金を「証拠金所要額」といいます。「証拠金所要額」は、お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金として当社が定める金額です。「証拠金所要額」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてSPAN[®]（スパン）を用いて計算された金額「取引証拠金維持額」以上の額で決定することとされており、当社では「証拠金所要額」を「取引証拠金維持額」と同額以上としております。

当社の証拠金制度、および不足金請求の詳細につきましては「商品先物取引の説明書」をご覧ください。

5. 手数料

注文の成立時に、売買枚数に応じた手数料を預り証拠金から差し引きます。詳細については「商品先物取引の説明書」をご覧ください。

6. 債務の履行、決済の方法

建玉を決済する（仕切る、手仕舞う）場合には、すばトレ取引画面より行ってください。

仕切注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

建玉を全て決済した場合に、預り証拠金が売買差損金および手数料に不足するときは、翌営業日正午までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

なお、当社では現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、必ず当社指定の期日までに、建玉を処分していただく必要があります。期日までに処分いただけなかった場合は当社において建玉を処分します。その場合であっても、損益はお客様に帰属します。

また、当社ではお客様の損失を一定の範囲内に抑えることを目的にロスカット制度を採用しております。当社が定めたロスカット基準を下回った場合、お客様の意志に関わらず、お客様の計算において、当社はおお客様の建玉全てを反対売買いたします。

ただし、ロスカット制度は、損失を限定するものではなく、相場変動によりお客様が

預託された金額を上回る損失が生じる場合があります。口座資金がマイナスとなり不足額が発生した場合は、当該不足額を当社へご入金いただく必要がございます。

詳細については「商品先物取引の説明書」をご覧ください。

7. 契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただきます場合があります。

- ・ 取引が1年以上ない場合
- ・ 虚偽申告と判断した場合
- ・ 当社契約書および法令諸規則に違反した場合
- ・ 不公正な取引と判断した場合
- ・ 不正資金の流入と判断した場合
- ・ 不適格者と判断した場合
- ・ 反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があるとして当社が判断した場合
- ・ 疑わしい取引に該当する可能性があるとして当社が判断した場合
- ・ 社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合

8. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

また、手数料に対しては消費税等が課税されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

9. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項1号）の受委託にあたり、インターネットを通じてお客様から受注する電子取引の方法により行います。当社は(株)東京商品取引所の受託取引参加者であり、お客様から委託を受けて受注した注文を(株)東京商品取引所において、当社名をもって執行しますが、その取引はお客様の計算にお

いてなされます。

10. 当社の概要

商号等	フィリップ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第127号 商品先物取引業者 経済産業省平成24・04・16商第7号 農林水産省指令24食産第725号
所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4番2号
設立	1944年（昭和19年）4月
資本金	9億5,015万円
主な業務	金融商品取引業、商品先物取引業
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
連絡先	スマートコール 03-4589-3300

お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合には、スマートコール（03-4589-3300）までお問い合わせください。

また、取引の内容に異議がある場合は、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

当社 「お客様相談窓口」（コンプライアンス部）

電話 03-3669-4341

受付時間 平日 9:00～17:00

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-7

電 話 03-3664-6243

電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

1.1. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、<u>言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることはないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。オンライン口座開設の場合、商品先物取引口座開設申込の際に前述の承諾をいただき、その記録を電子的に保存することで約諾書に代えております。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。すばトレにおいては準則で許される範囲で独自のルールを採用している事項もありますので、「オンライントレード取引約款」「商品先物取引の説明書」も併せてご理解いただく必要があります。</p>

<p>証拠金預り証</p>	<p>法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。</p> <p>すばトレでは、お申し込み時のご同意により発行を省略しております。</p>
<p>売買報告書及び売買計算書</p>	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p> <p>すばトレではPC版取引画面内で電子交付します。</p>
<p>残高照合通知書</p>	<p>受託契約準則に基づき、毎月送付する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、異議の有無について同封のはがきにより必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・送付いたします。</p> <p>すばトレではPC版取引画面内で電子交付します。相違の有無についてもすばトレ取引画面にてご回答ください。</p>
<p>SPAN[®] (スパン)</p>	<p>SPAN[®]とは、シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN[®]証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体 (ポートフォリオ) から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、(株)日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値 (変数) を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金を定めることとされています。</p>
<p>直接預託 差換預託</p>	<p>商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は(株)日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま(株)日本商品清算機構に預託する場合は「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本商品清算機構に預託する場合は「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。</p>
<p>限 月</p>	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月 (げんげつ) と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日 (納会日) までに、取引を終了 (決済) する必要があります。すばトレにおいては納会日ではなく別に最終決済期日を設</p>

	<p>けておりますのでその期日までに決済する必要があります。</p>
差金決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を)仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。</p>
現物の受渡しによる決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品によっては、ガソリンのようにタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の個人投資家が受け取ることが困難なものがありますのでご注意ください。また、商品先物取引業者によっては、現物の受渡しによる決済を行っていない場合もあります。詳細につきましては業者までお問い合わせください。なお、すばトレでは、原則として現物の受渡しによる決済を行っておりません。</p>
日本商品先物取引協会	<p>日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p> <p>日商協の「<u>相談センター</u>」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>日本商品先物取引協会 相談センター</p> <p>http://www.nisshokyo.or.jp/</p> <p>〒103-0016 東京都中央区小網町9番4号</p> <p>電 話 03-3664-6243</p> <p>電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）</p> <p>9:00～12:00、13:00～17:00</p> </div>
(株)日本商品清算機構 (JCCH)	<p>株式会社日本商品清算機構（JCCH）は「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p>

日本商品委託者保護基金	日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。
-------------	--

2017年3月25日制定

2018年6月21日改訂



フィリップ証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町4番2号